



島根県報

令和4年4月1日(金)

号外第44号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第257号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下1710番2地先から同1830番1地先まで	前	メートル 18.20～ 27.50	メートル 443.00	江の川応急復旧対策外工事 拡幅
			後	21.70～ 32.40	443.00	
県道	甲田作木線	邑智郡邑南町上田888番3地先から同952番4地先まで	A	3.70～ 14.18	185.40	県央県土整備事務所 左記のA、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 トリプルウェイ解消 廃道、橋梁撤去、迂回路撤去
			前 B	8.60～ 14.30	106.10	
			C	4.00～ 13.00	153.20	
			後 A	8.60～ 14.30	177.10	

島根県告示第258号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	邑智郡川本町大字川下1768番1地先から同1830番1地先まで	メートル 180.00	令和4年 4月1日	県央県土整備 事務所	